

# 山口県報

平成20年  
3月31日  
(月曜日)

## 目 次

監査規程  
山口県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する規程……………

県議会訓令  
山口県議会議事局処務規程の一部を改正する訓令……………

企業管理規程  
山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程……………

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程……………



### 山口県監査委員規程第一号

山口県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県 監査委員

山口県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

山口県監査委員事務局の組織等に関する規程（昭和三十九年山口県監査委員規程第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の表審査・監査班の項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第三条

第一項及び第二十二条第一項の審査に関すること。  
附 則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。



### 山口県議会議訓令第三号

局 中 一 般

山口県議会議事局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

山口県議会議長 島 田 明

山口県議会議事局処務規程の一部を改正する訓令

山口県議会議事局処務規程（昭和四十四年山口県議会議訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第四項中、「配達証明、内容証明等特殊取扱い」を「その他の特殊な取扱い」に改める。

第十六条第五号中「速達」を「配達証明」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。



### 山口県企業管理規程第四号

山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

山口県公営企業管理者 清 弘 和 毅

山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局処務規程（昭和四十年山口県企業管理規程第二号）の一部を次のように

改正する。

第二十九条第五号中「速達」を「配達証明」に改める。

別表第四開封するもの項中「文書又は小包（親展又は秘密に属するものを除く。）で、書留その他の特殊な取扱いにより到達したもの」の「のみでは配付先が明らかでないもの」を「により配付先が明らかであるもの又は親展若しくは秘密に属するものいずれにも該当しないもの」に、「配達証明、内容証明等特取扱いによる」を「その他の特殊な取扱いにより到達した」に改め、同条開封しないもの項中「文書又は小包」を「書留その他の特殊な取扱いにより到達したもの以外のもの」に、「あて宛の」を「あて先により」に、「明らかでないもの」を「明らかであるもの」に、「配達証明、内容証明等特取扱いによる」を「その他の特殊な取扱いにより到達した」に改める。

別記第三号様式中「引取印及び番号」を「引取番号」に改める。

附 則

この管理規程は、平成二十年四月一日から施行する。

### 山口県企業管理規程第五号

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

山口県公営企業管理者 清 弘 和 毅

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員就業規程（昭和四十年山口県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第九項中、「第二項、第四項」を「から第三項まで、第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第三項」を「第四項」に、「第四項、第六項」を「第五項、第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項ただし書中「所属長は」の下に「、育児短時間勤務職員等については、一週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき八時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項ただし書中「所属長は」の下に「、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間に於いて週休日設けるものとし」を加え、「これらの日に加えて、」を「日曜日及び土曜

日に加えて」に、「週休日」を「週休日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「山口県公営企業管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第十七条の規定による勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の一週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第十七条の規定による勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、所属長が山口県公営企業管理者（以下「管理者」という。）の承認を受けて別に定めるものとする。

第六条第一項中「第三条第四項又は第六項から第八項まで」を「第三条第五項又は第七項から第九項まで」に改める。

第八条第一項第一号中「短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員等」という。）」に改め、同項第二号中「短時間勤務職員」を「短時間勤務職員等」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 当該年の前年において国家公務員等であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたもの又は当該年の前年において職員であつた者であつて引き続き当該年に国家公務員等になり引き続き再び職員となつたもの 次イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める日数（短時間勤務職員等にあつては、別に定める日数）

イ 当該年の初日に職員となつた場合 二十日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が二十日を超える場合にあつては、二十日）を加えて得た日数

ロ 当該年の中途において職員となつた場合 イに定める日数から、職員となつた日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）

第八条第四項中「短時間勤務職員」を「短時間勤務職員等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 当該年の中途において、育児短時間勤務の承認を受けたことその他の事由により勤務の日又は時間帯に変更があつた場合の当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数については、前項の規定にかかわらず、別に定める日数とする。

第十一条第三項中「短時間勤務職員」を「短時間勤務職員等」に改める。

第十二条に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、当該職員に当該勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときに限り、当該勤務を命じることができる。

第二十一条の二第二項中「第五十四条の二」を「第八十六条」に改める。

附 則

この管理規程は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第二十一条の二第二項の改正規定は、同年三月三十一日から施行する。

平成二十年三月三十一日印刷  
発行

発行人所

山口県知事  
山口市

定価一箇月 金二千七百円（送料共）